平成２８年（フ）第１１２号
大阪府阪南市尾崎町１丁目30番９号201号
破産者　辻　　秀享
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
福岡県久留米市小頭町３―18　新生マンション六ツ門501号　原夕紀子方、住民票上の住所福岡市中央区大手門２丁目５番10―510号
破産者　下川　裕之
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２１号
札幌市西区西野４条３丁目９番38―204号
破産者　加藤　　強
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６０号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢4171番地２
破産者　落合　富雄
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５０号
埼玉県東松山市松葉町４丁目５番32号　コーポルミエール201
破産者　両角　賢一
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５８１号
静岡県袋井市新池3252番地、旧住所静岡県焼津市吉永2039番地の１
破産者　田中　英俊
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３５号
静岡県藤枝市時ケ谷372番地の16、旧住所静岡県島田市旭３丁目１番３号
破産者　栗田　　勉
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７０６号
名古屋市守山区桔梗平３丁目1503番地の２　グラスツインＢ　102号、従前の住所奈良県桜井市安倍木材団地２丁目５番地の３
破産者　松山　麻希（旧姓中畑）
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５号
愛知県春日井市美濃町３丁目123番地　メゾンウエスト202号、従前の住所愛知県長久手市杁ケ池1302番地　ポニーヒル長久手Ａ棟102号
破産者　須賀　玲奈（旧姓稲吉）
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６号
名古屋市千種区赤坂町１丁目84番地　ハイツ吉野202号
破産者　村崎　留美
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番３―904号(白鳥パークハイツ大宝)
破産者　新井　義光
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２１号
名古屋市北区楠味鋺２丁目303番地（サンフローラＢ棟201号）
破産者　明石　美穂（旧姓本多）
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０号
福岡県久留米市国分町100番地　久留米駐屯地217棟507号
破産者　横川　賢人
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３７５号
熊本県宇城市松橋町曲野3143―１　206号、住民票上の住所熊本市西区池田１丁目１番44号　偕らく苑
破産者　北田　次郎
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
大分県速見郡日出町大字川崎5430番地　ハッピープレイス　201、破産手続開始時の住所大分県杵築市大字杵築750番地１　クレール北浜Ⅰ　102号室
破産者　桝永　一晃
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第３９３号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目27番21―32号
破産者　濱田騎一郎
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
鹿児島県鹿児島市桜島横山町47番地７
破産者　有村八代美
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３１号
沖縄県名護市字源河1344番地
破産者　宮城　　洋
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部